



鳥取県公報

平成 19 年 2 月 2 日 (金)
第 7 8 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (87) (東部総合事務所福祉保健局) 2 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (88) (〃) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (89) (中部総合事務所県民局) 2 鳥取県後期高齢者医療広域連合の設置の許可 (90) (地域自立戦略課) 3 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (91) (障害福祉課) 3 大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (92) (経済政策課) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出の取下げ (93) (〃) 4 農地法施行令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法の一部改正 (94) (経営支援課) 4 農地保有合理化事業規程の廃止の承認 (95) (〃) 6 土地改良法による換地計画の決定 (96) (耕地課) 6 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (97~99) (森林保全課) 7 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (100) (治山砂防課) 9
◇ 公 告	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業開発課) 9 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (企業局総務課) 14 一般競争入札の実施 (病院局総務課) 18 落札者の決定 (2 件) (〃) 22

告 示

鳥取県告示第 87 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画 代表取締役 中嶋直己	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月1日

鳥取県告示第 88 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社保健企画 代表取締役 中嶋直己	鳥取市末広温泉町461	介護ショップひまわり	鳥取市末広温泉町461	平成19年1月1日

鳥取県告示第 89 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 19 年 3 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 1 月 25 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たかしろ

- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
福有 裕美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市上福田 522-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、公共交通機関の利用が困難である地域の高齢者等に、自宅から最寄りの公共交通機関までの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
目的、特定非営利活動の種類、事業、資産の区分、会計の区分

鳥取県告示第 90 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定に基づき、鳥取市長、米子市長、倉吉市長、境港市長、岩美町長、若桜町長、智頭町長、八頭町長、三朝町長、湯梨浜町長、琴浦町長、北栄町長、日吉津村長、大山町長、南部町長、伯耆町長、日南町長、日野町長及び江府町長から申請のあった鳥取県後期高齢者医療広域連合の設置については、平成19年2月1日許可したので、同法第285条の2第2項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 91 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人社団 中本内科医院 理事長 中本健太郎	東伯郡琴浦町 大字八橋 1740	医療法人社団 中本内科医院	東伯郡琴浦町大 字八橋 1740	精神通院医療	平成 19 年 2 月 1 日
医療法人 至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和 町 158	訪問看護ステー ションひまわり	倉吉市東昭和町 158-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃

鳥取県告示第 92 号

平成 18 年鳥取県告示第 924 号（大規模小売店舗の新設の届出について）より告示した（仮称）米子夜見町複合商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 米子市の意見の概要
 - (1) 騒音の防止について
 - ア 一部の荷さばき作業位置は、比較的民家に近く早朝、夜間の荷さばき作業により発生する騒音に注意すること。
 - イ 空調機等の室外機及び排気口からの騒音に注意すること。
 - ウ 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。深夜騒音については、鳥取県公害防止条例（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）が適用されます。
 - (2) 街並みづくり等への配慮について
照明が民家に当たらないようにし、店舗が発する光による被害の発生に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 2 月 2 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市糞町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第 93 号

平成 18 年鳥取県告示第 869 号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）で告示したショッピングスクエア パセオに係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出について、大規模小売店舗を設置する者から次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングスクエア パセオ
日野郡日南町霞 789-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
有限会社さつき開発 代表取締役 佐々木幸喜
日野郡日南町霞 789-1
- 3 届出を取り下げた日
平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県告示第 94 号

昭和 46 年鳥取県告示第 621 号（農地法施行令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法について）の

一部を次のとおり改正し、平成 19 年 2 月 2 日から施行する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号。以下「<u>令</u>という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項前段の農地の対価の算定方法に代わるべき算定方法を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により告示する。</p> <p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「<u>法</u>という。）第 9 条の規定による農地の買収が第 1 号に掲げる場合に該当する場合におけるその農地に係る法第 11 条第 1 項第 3 号の対価は、<u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代えて、第 2 号に掲げる算定方法により算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法により対価を算定する場合</u></p> <p>ア <u>法第 23 条第 1 項に規定する小作料の標準額（以下「標準小作料」という。）が定められていない地域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>イ <u>耕作の事業に供するための農地の取引（農地を農地以外のものにするため農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。）において成立する価格が農地を農地以外のものにするための取引において成立する価格の影響等により小作料と関係がないものとして形成されると認められる区域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>その農地の属する法第 23 条第 1 項の区分に係る標準小作料がなく、かつ、当該区分に属する農地に小作料の定めのある小作地が著しく少ない場合等その農地の小作料として相当と認められる額を定めることができない場合においてその農地を買収する場合</u></p> <p>(2) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算</u></p>	<p>農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、<u>同法同条第 1 項前段の農地の対価の算定方法に代わるべき算定方法を次のように定めたので、同法同条第 4 項の規定により告示する。</u></p> <p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「<u>法</u>という。）第 9 条の規定による農地の買収が第 1 号に掲げる場合に該当する場合におけるその農地に係る法第 11 条第 1 項第 3 号の対価は、<u>農地法施行令（以下「令」という。）第 2 条第 1 項前段の算定方法に代えて、第 2 号に掲げる算定方法により算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算定方法により対価を算定する場合</u></p> <p>ア <u>法第 24 条の 2 第 1 項の小作料の標準額が定められていない地域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>イ <u>耕作の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするため農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行なう取引その他特殊な事情の下において行なわれる取引を除く。以下「耕作目的での通常の取引」という。）において成立する価格が農地を農地以外のものにするための取引において成立する価格の影響等により小作料と関係がないものとして形成されると認められる区域内にある農地を買収する場合</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>その農地の属する法第 24 条の 2 第 1 項の区分に係る小作料の標準額がなく、かつ、当該区分に属する農地に小作料の定めのある小作地が著しく少ない場合等その農地の小作料として相当と認められる額を定めることができない場合においてその農地を買収するとき</u></p> <p>(2) <u>令第 2 条第 1 項前段の算定方法に代わるべき算</u></p>

<p>定方法</p> <p>ア 買収すべき農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び小作料の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）<u>についての耕作目的での通常</u>の取引の数が当該買収前 1 年以内に 3 件以上である場合にあっては、それらの取引において成立した価格を基準として算出するものとする。</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合にあっては、買収すべき農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（令第 3 条第 1 項に規定する固定資産税評価額をいう。以下同じ。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常<u>の取引が行われた</u>農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該取引が<u>行われた農地の当該取引</u>において成立した価額に比準して算出するものとする。</p>	<p>定方法</p> <p>ア 買収すべき農地の近傍類似の農地（当該農地の近傍にあり、かつ、その価格及び小作料の形成上の一般的要因が当該買収すべき農地と類似する農地をいう。）<u>における耕作目的での通常</u>の取引の数が当該買収前 1 年以内に 3 件以上である場合にあっては、それらの取引において成立した価格を基準として算出するものとする。</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合にあっては、買収すべき農地の自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額（令第 3 条第 1 項に規定する固定資産税評価額をいう。以下同じ。）と当該農地の近傍の地域において耕作目的での通常<u>の取引が行なわれた</u>農地に係る自然的条件、利用上の条件及び固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該<u>通常</u>の取引が<u>行なわれた農地のその取引</u>において成立した価格に比準して算出するものとする。</p>
---	--

鳥取県告示第 95 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 廃止の承認を受けた者の名称及び所在地
東伯町農業協同組合
東伯郡琴浦町大字徳万 558-1
- 2 廃止年月日
平成 19 年 1 月 31 日
- 3 廃止に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
農地信託等事業
農業生産法人出資育成事業
研修等事業

鳥取県告示第 96 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆 2 期地区（第 18 工区）の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年2月2日から同月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
南部町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 97 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥1342、1343の1、1344、1345の1、1346から1350まで、1351の1から1351の16まで、1352から1355まで、1356の1、1357の1、1357の3、字古寺谷1380の1、1380の2、1381の1、1381の2、1382、1383の1、1383の2、1384の1、1384の2、1385の1から1385の4まで、1386、1387の1、1387の3、1388から1393まで、1394の1、1394の3、1395の1から1395の28まで、1396の1、1396の3、1397の1、1397の3、1398の1、1398の3、1399の1、1399の3、1400の1、1400の3、1401の1、1402の1、1402の2、1403から1405まで、1406の1、1406の3、1407の1、1408の1、1408の3、1409の1、1409の3、1410の1、1410の4、1411の1、1412、1413、1414の1、1414の3、字龍ヶ谷1441の1、1441の19、1441の21、字火尾ノ谷1464
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 98 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町大内字見出1029、字王ノ上1031の1、字高所1036の1、1037の1、1037の2、字高谷1038の1、1038の2、字狼谷1039の1、1039の2、1040、字足谷1041の1から1041の3まで、1042の1、1042の2、字竜馬1044から1046まで、字大平1047、字芝山1057、1058の1、1058の3、字水頭1060、1064の2、1065、字大谷頭1066の1、1066の3、1066の9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 99 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字穴ヶ谷山1の1から1の17まで、字下鉦谷陰地山1758の1(次の図に示す部分に限る。)、1758の6、1758の7、字安右衛門谷尻山1764の1、字熊岩谷山1806の1から1806の4まで、1806の6から1806の28まで、字野コロ田右草山2157の1から1257の13まで、2159、字日向林2160、字常治郎山2163、字表山2164、字伝右衛門山2165、字阿古山2174の1から2174の4まで、字野コロ田川向2175の1から2175の4まで、印賀字二部山32、33(次の図に示す部分に限る。)、字道ノ子山35の3、35の15、上萩山字釜ゾウリ90、宝谷字糠谷山1173の1、阿毘縁字緑屋池ノ谷2013の1、2013の3、2013の16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 100 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

宗金地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日南町中石見字金井谷尻道下 528-8	1 号
日野郡日南町中石見字堂ノ前 509	2 号
日野郡日南町中石見字妙見宮ノ前 519	3 号
日野郡日南町中石見字日向山 1390-1	4 号
日野郡日南町中石見字妙見 1387	5 号
日野郡日南町中石見字井手ノ上エ 1426-3	6 号
日野郡日南町中石見字井手ノ上エ 1426-3	7 号
日野郡日南町中石見字金井谷尻り道ノ上ミ 492-3	8 号
日野郡日南町中石見字金井谷尻り道ノ上ミ 494-3	9 号
日野郡日南町中石見字堂ノ前 506	10 号

公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 135 条の 3 第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
株式会社ジャパン緑化 代表取締役社長 小林 清	鳥取市鹿野町鷲峯 234	E-ソイル、 E-パレットシ ステム	土壌改良剤、簡易式屋上緑化シ ステム

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 16 日付鳥取県告示第 43 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

澤 みどり	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 2
瀧山 多藏	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 6
上山 瀧藏	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 9
西垣與三郎	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 11
澤 みどり	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 12
瀧山 委秀	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 23
澤 みどり	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 25
〃	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 26
西垣幸太郎	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 27
西垣 肇	〃
滝山 歳勝	〃
滝山 春美	〃
滝川 清美	〃
田中 豊春	〃
上嶋 広昭	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 37
〃	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 38
澤 みどり	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 495 の 42
西垣與三郎	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 517 の 3
澤 みどり	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 517 の 12
〃	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 517 の 13
瀧山 委秀	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 517 の 17

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 秋子	岩美郡岩美町大字院内字屋敷ノ上 490
瀧山 委秀	岩美郡岩美町大字小田字ウトフ谷 583

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え
置いて縦覧に供する。〕

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 19 年 1 月 16 日付鳥取県告示第 44 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前田 安藏	鳥取市鹿野町河内字紙屋条 497
扇山 一清	鳥取市鹿野町河内字大谷 2151
山本 久平	鳥取市鹿野町河内字大谷 2155
扇山 一清	鳥取市鹿野町河内字大谷 2161
〃	鳥取市鹿野町河内字大谷 2163
〃	鳥取市鹿野町河内字大谷 2164
〃	鳥取市鹿野町河内字大谷 2165
前田 久藏	鳥取市鹿野町河内字大谷 2169
前田 開治	鳥取市鹿野町河内字小谷山 4045 の 2
前田 安藏	鳥取市鹿野町河内字小谷山 4053
薄墨 全迪	鳥取市鹿野町宮方字奥谷 329
中岡源四郎	鳥取市鹿野町宮方字奥谷口 334
岡田 定藏	鳥取市鹿野町鷲峰字太治藪 627 の 1
北村平次郎	鳥取市鹿野町鷲峰字渡り手 1217
田中 豊藏	鳥取市鹿野町鷲峰字渡り手 1238

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿野町河内字紙屋条 497、鹿野町宮方字奥谷 329 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 1 月 16 日付鳥取県告示第 45 号）の内容

（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

倉益 重正	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2976 の 2
〃	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2976 の 4
〃	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2978
〃	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2979
〃	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2980
〃	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2981

（2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

倉益 義雄	鳥取市鹿野町河内字大崩 2394
山本 周藏	鳥取市鹿野町河内字大崩 2396
前田 常藏	鳥取市鹿野町河内字大崩 2397
野藤 藤藏	鳥取市鹿野町河内字龍盤魚山 2985
小谷乙次郎	鳥取市鹿野町河内字西新河原西平 4193 の 3
〃	鳥取市鹿野町河内字西新河原西平 4193 の 30
河内農事実行組合	鳥取市鹿野町河内字西新河原西平 4193 の 33

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

日野川工業用水道事業の内取水ポンプ（60キロワット）分解点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から平成19年3月28日まで

(4) 履行場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年2月9日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成19年2月21日（水）から同月26日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成13年度以降に、22キロワット以上のポンプの分解点検委託業務（分解点検業務を含む工事も該当するものとする。）を履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017 ファクシミリ 0859-26-0437

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書等の交付方法

ア ホームページより入手する場合

平成19年2月2日（金）から同月19日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kigyou>）から入手するものとする。

イ 直接交付する場合

平成19年2月2日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、（1）の場所で直接交付するものとする。

ウ 郵送による場合

平成19年2月2日（金）から同月14日（水）までの間に、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、（1）の場所に請求すること。

(4) 郵便等による入札

不可

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年2月26日（月）午後3時

鳥取県企業局西部事務所 会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成19年2月21日（水）午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

日野川工業用水道事業の内取水ポンプ（45キロワット）分解点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から平成19年3月28日まで

(4) 履行場所

米子市八幡165 鳥取県企業局西部事務所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、その資格区分が役務の施設設備保守管理に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年2月9日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成19年2月21日（水）から同月26日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成13年度以降に、22キロワット以上のポンプの分解点検委託業務（分解点検業務を含む工事も該当するものとする。）を履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局西部事務所

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017 ファクシミリ 0859-26-0437

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

- (3) 入札説明書等の交付方法

ア ホームページより入手する場合

平成19年2月2日（金）から同月19日（月）までの間にインターネットのホームページ（[http:// www.pref.tottori.jp/kigyou](http://www.pref.tottori.jp/kigyou)）から入手するものとする。

イ 直接交付する場合

平成19年2月2日（金）から同月19日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、(1)の場所で直接交付するものとする。

ウ 郵送による場合

平成19年2月2日（金）から同月14日（水）までの間に、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、(1)の場所に請求すること。

- (4) 郵便等による入札

不可

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年2月26日（月）午後4時

鳥取県企業局西部事務所 会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類

を、4の(1)の場所に平成19年2月21日(水)午後4時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

入院患者及び透析患者用寝具類の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 19 年 3 月 31 日 (土)

(5) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、入札説明書に示す物品の 1 床当たりの賃貸借料の単価に(3)の借入期間における予定使用数を乗じて得た額及び寝具の回収・搬入業務を行う人員の月額単価に(3)の借入期間の月数を乗じて得た額の合計額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 18 年鳥取県告示第 162 号(物品の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、役務に係るものを有する者であること。なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 2 月 16 日(金)午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成 19 年 2 月 2 日(金)から同年 3 月 14 日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 14 に定める基準に適合している者であること。

オ 平成 9 年度以降に病床数 200 以上の病院から受注した入院患者及び透析患者用寝具類の賃貸借業務を 12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

カ この公告に示した物品を 1 の(4)の納入期限までに 1 の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

キ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が 2 の(1)のアからウまでのすべての要件に該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が 2 の(1)のエ及びオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2 名以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

キ この公告に示した物品を 1 の(4)の納入期限までに 1 の(5)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度担当

電話 0857-26-2271 (内線 2212)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 2 月 2 日(金)から同月 23 日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、240 円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 3 月 14 日(水)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県立中央病院 第 5 会議室(本館 2 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書

類を、4の(1)の場所に平成 19 年 2 月 28 日(水)午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Bedclothes for the inpatients and so on, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 28 February, 2007

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 14 March, 2007

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 14 March, 2007

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2212

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 循環器系 X 線診断装置 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 18 年 11 月 30 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 小西医療器株式会社鳥取営業所
鳥取市千代水四丁目 53 |
| 5 落札金額 | 194,450,025 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 18 年 10 月 17 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津 730 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 人工心肺装置・血液パラメーターモニターシステム 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 19 年 1 月 22 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町 3-27 |
| 5 落札金額 | 45,675,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 18 年 12 月 12 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津 730 |